

## 納本制度審議会から答申が提出されました

国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会（会長 斎藤誠東京大学大学院法学政治学研究科教授）から、答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和3年3月25日）が提出されました。

これは、国立国会図書館長の諮問「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成23年9月20日）に対する答申であり、中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成24年3月6日）を経て、このたび、調査審議の結果が総括されたものです。

本日、国立国会図書館は、この答申をホームページで公開しました。

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/conclusion.html>

納本制度審議会については、次のページを御覧ください。

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/index.html>

### ■ オンライン資料収集制度

インターネット等で出版（公開）される電子情報で、図書または逐次刊行物に相当するもの（電子書籍・電子雑誌等）をオンライン資料と言います。国立国会図書館は、平成25年7月1日から、国立国会図書館法に基づき、私人が出版したオンライン資料のうち、無償かつDRM（技術的制限手段）の付されていないオンライン資料を収集しています。有償又はDRMが付されたオンライン資料については、収集や補償の在り方に検討を要することから、当分の間、国立国会図書館法の規定により、国立国会図書館への提供を免除しています。

このたびの答申を受け、国立国会図書館は、令和4年度中のオンライン資料の全面的な制度収集開始を目指し、関係者との調整を進めます。

## ■ 答申の概要

### ○ 収集対象について

- 収集対象となる有償等オンライン資料を規定するための外形基準は現行制度を踏襲し、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されたもの、又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で作成されたものとするが、オンライン資料全般について出版流通状況の変化等に応じて不断に見直すことが重要である。
- 市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRM が付されていない状態のファイルを収集する。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合、代表的バージョンを優先的に収集する運用が考えられる。

### ○ 収集除外について

- 営利企業で構成される組織が運営するリポジトリを、国立国会図書館法その他の適用法規の定めるところにより収集対象から除くことができるものと認定するには、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携についても覚書等により担保する必要がある。

### ○ 利用等について

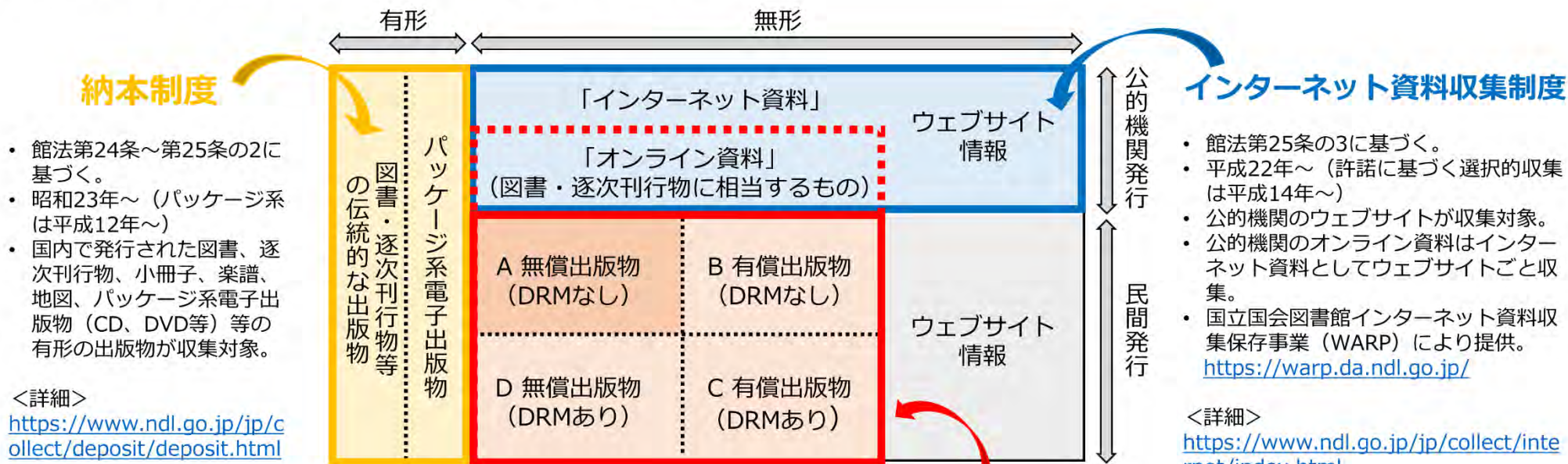
- 有形の図書館資料と同等の利用（同時アクセス制御のうえ館内閲覧、著作権法で認められる範囲内のプリントアウト）であれば、出版ビジネスの阻害や権利侵害には当たらない。
- 出版業界には、将来的な利用拡大、特に外部送信に対する懸念や不安がある。
- 関係する権利者の利益保護と一般利用者の利便性向上という両面への配慮が必要である。
- 有形・無形を問わずに日本国内で発行された出版物を統合的に検索する仕組みやアクセシビリティへの配慮が必要である。

### ○ 補償について

- ファイル本体について、提供するための複製費用は軽微であり、また、有形の図書館資料と同等の利用を前提とすれば特別な経済的損失は発生しないため、補償を要しない。
- 提供に係る手続費用について、最小限の作業（メタデータ付与、送信等）に限れば軽微であり、また、DRM が付される前のファイル提供を前提とすれば DRM 解除に係る特別な作業は発生しないため、補償を要しない。
- 記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料については、補償が必要である。
- 制度収集の実効性を高めるためには、金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブが必要である。著作の真正性の証明、データバックアップ機能、統合的検索サービスから本文情報へのナビゲートがインセンティブとして期待される。

## ■ 問合せ先：国立国会図書館 総務部総務課広報係 TEL：03-3506-5103（直通）

<国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図>



納本制度

- 館法第24条～第25条の2に基づく。
- 昭和23年～（パッケージ系は平成12年～）
- 国内で発行された図書、逐次刊行物、小冊子、楽譜、地図、パッケージ系電子出版物（CD、DVD等）等の有形の出版物が収集対象。

<詳細>

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/deposit.html>

インターネット資料収集制度

- 館法第25条の3に基づく。
- 平成22年～（許諾に基づく選択的収集は平成14年～）
- 公的機関のウェブサイトが収集対象。
- 公的機関のオンライン資料はインターネット資料としてウェブサイトごと収集。
- 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により提供。  
<https://warp.da.ndl.go.jp/>

<詳細>

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/internet/index.html>

<参考>

制度に基づく収集以外にも、購入や寄贈等の手段により選択的に収集している。

- 例)
- 古典籍、政治史料、外国で発行された資料等
  - 民間のウェブサイト（公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント関連、東日本大震災関連等のウェブサイトを中心に許諾が得られたものを収集し、WARPにより提供）
  - 有償オンライン資料（学協会のオンライン資料を中心に許諾が得られたものを収集し、国立国会図書館デジタルコレクションにより提供）

オンライン資料収集制度（eデポ）

- 館法第25条の4に基づく。
- 平成25年～
- 民間発行の電子書籍・電子雑誌等が収集対象。
- 現在は、無償かつDRMなし（A群）に限って収集。
- 今回の答申は、有償又はDRMあり（B,C,D群）について、収集や補償の在り方に結論を出したもの。**
- 国立国会図書館デジタルコレクションにより提供。  
<https://dl.ndl.go.jp/>

<詳細>

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/online/index.html>